

副食費の取扱いについて
(幼稚園・認定こども園 1号認定子ども)

幼稚園・高校企画推進担当

副食費における新制度移行園（1号認定）及び新制度未移行の幼稚園の事務について

令和元年7月
幼稚園・高校企画推進担当

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで実費徴収としていた副食費について、年収が360万円未満相当世帯（市民税所得額が77,100円以下の世帯）の子ども、全ての世帯の第3子以降の子どもに係る副食（おかず・おやつ等）の費用が無償化の対象となります。

新制度移行園（1号認定）においては、対象の副食費を免除し、公定価格により副食代相当分の加算を行うこととなります。

また、新制度未移行の幼稚園においては、対象者に対して副食代を徴収していただきますが、年間の実費徴収額に応じて市から対象者へ補助金として交付します。（月額上限4,500円）

については、今後施設の方に行っていただく事務については次のとおりです。

1 無償化開始前（10月まで）

副食費の決定

- ・ 幼稚園においては、現行も給食費については保護者から実費徴収しているところですが、幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費も無償化の対象となることから、給食費のうち、副食費を決定していただく必要があります。
- ⇒ 徴収額は、施設の子どもを通じて均一となるため、アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はありません。
- ⇒ おやつや牛乳、お茶代は副食費に含む。調理に係る人件費や光熱水費、減価償却費は含みません。
- ⇒ 徴収額は月額を基本とし、月途中の入退園がある場合には、日割り等の減額調整が可能です。

2 無償化開始後（10月以降）

① 新制度移行の認定こども園（1号認定）・幼稚園（私立）

(1) 市から副食代免除対象者リスト（1号認定分）を受け取ります。

- ・ 免除対象者は、年収360万円未満相当の世帯の全ての子ども
- ・ 全所得階層の第3子以降の子
ただし、小学校第3学年修了前とします。

⇒ 税が更生された場合は、原則として更生が分かった翌月から変更することとし、遡及はしません。

- (2) 副食代免除対象者リストに記載されている世帯からは副食費を徴収しません。
⇒ 施設が設定した副食費が 4,500 円を超えた場合であっても、免除対象者から超えた部分を徴収することはできません。
- (3) 免除した金額を市へ加算として請求し、加算を受け取る
⇒ 加算額は施設における副食費の設定金額に関わらず、月額 4,500 円（上限）とする。

② 新制度未移行の幼稚園

- (1) 利用者全員から副食費を徴収してください。
- (2) 市から副食費の無償化対象者リストと対象者分の補助金申請書等を受け取り、当該申請書等を対象者へ配付してください。（令和 2 年 3 月初旬を予定）
- ・ 対象者は、年収 360 万円未満相当の世帯の全ての子ども
 - ・ 全所得階層の第 3 子以降の子
- ただし、小学校第 3 学年修了前とします。
- (3) 対象者から申請書等を回収し、市へ提出してください（令和 2 年 3 月末を予定）
- (4) 市で確認後、対象者へ直接、補助金の決定通知を送付（令和 2 年 4 月中を予定）
- (5) 対象者の口座へ直接補助金を支払います（令和 2 年 5 月中を予定）
- ただし、補助金の上限額が月額 4,500 円であるため、当該額を超えた費用については保護者負担となります。
- (6) 補助金の交付については、子ども・子育て支援事業における実費徴収に係る補足給付事業にて実施します。
- ついでには、国が発出を予定している要綱を準則に、本市における要綱の制定後、改めて各施設に事務手順等を含めて通知します。

以 上

施設等利用給付事務等の実務フロー

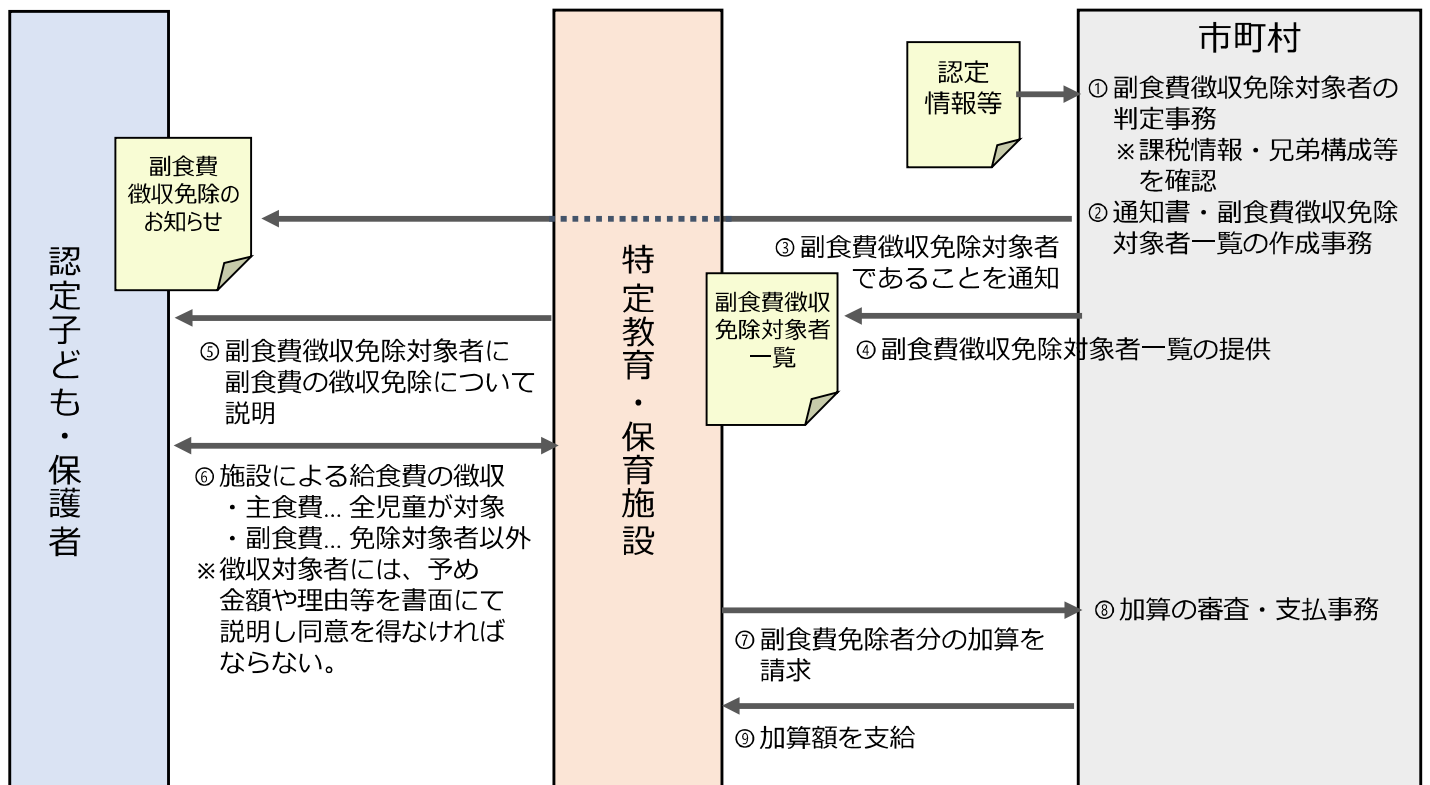
【第1版】

（副食費関係）

令和元年5月30日

4. 副食費に関する実務について

(1)教育・保育給付第1号認定子どもの副食費の徴収



① 副食費徴収免除対象者の判定事務について

施設による副食費の徴収の免除対象者は、6月の市町村民税課税額の切替時期と原則4月の入園時のタイミングで選定することが考えられるが、市町村は、課税情報や兄弟構成等を確認し、施設ごとに副食費の徴収免除対象者を判定することとなる。

これまででは、主に利用者負担額決定のため、認定の申請時にこれらの情報を取得していたが、幼児教育・保育の無償化実施後は、第3号認定子どもを除き、副食費の徴収免除対象者の判定のために情報取得が必要となる。

また、課税情報については、個人番号により情報提供ネットワークシステムを活用する方法も考えられるが、副食費の免除対象者を判定する際に、個人番号を活用することは、次の理由から、番号法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律）上の問題はない。

- 今般の法改正前から番号法別表第1及び別表第2に「子どものための教育・保育給付」が位置付けられていること。

- 各施設に対し、副食費の徴収免除に関する情報提供を行う仕組みとすること（施行規則第7条の改正による）。

なお、副食費の免除対象者を判定する際に個人番号を利用する場合、これらの事務に用いる電算システムについて、情報漏洩等のリスクを評価し、その対策を公表する必要がある（特定個人情報保護評価：PIA）。

その要否については、次のとおりである。

- 既存の子どものための教育・保育給付の拡充と整理する場合

新たに取り扱う事務が既存事務の「重要な変更」に当たると判断すればPIAが必要。当たらないと判断すればPIAは不要。※国の特定個人情報保護評価指針の別表に基づき、各市町村で判断。

- 新規の事務として別個実施するものと整理する場合はPIAの実施が必要。

② 通知書・副食費徴収免除対象者一覧の作成事務等について

市町村は、施設ごとの副食費の徴収免除対象者を判定し、免除対象者への通知書や、各施設に提供する免除対象者一覧等を作成の上、免除対象者に通知するとともに、施設に一覧を提供する。

（徴収免除対象者の方が少人数であることが想定されるため、免除対象者一覧を提供する）

③ 副食費徴収免除対象者への説明について

市町村は、各施設から、副食費徴収免除対象者に対し、免除対象者であることを確認するとともに副食費の徴収免除について丁寧に説明するよう依頼する。また、徴収の対象者に対して、施設は予め金額や理由等を書面にて説明し同意を得なければならないことから、このことについても注意喚起を行う必要がある。

なお、主食費の徴収は全児童が対象であり、副食費は徴収対象者のみが対象であることを徹底することも重要である。

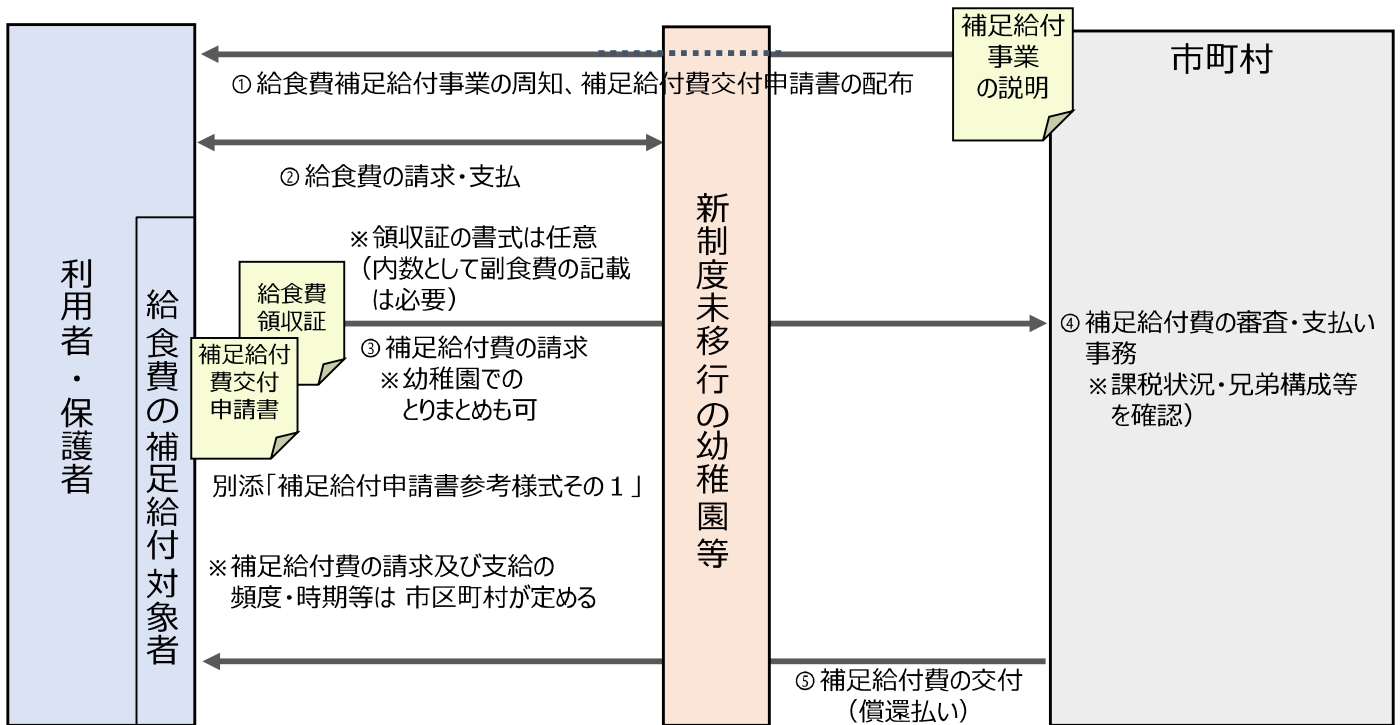
⑦ 副食費免除者分の加算の請求について

施設は毎月分の公定価格の請求時に、副食費免除者分の加算もあわせて請求することとなる。加算は2019年10月から新設される予定である。

市町村は公定価格・加算給付の審査において、副食費免除対象者の施設在籍を確認しながら適正に加算額を給付する。

(3)新制度未移行の幼稚園・国立大学附属幼稚園を利用する子どもの副食費の徴収

① 償還払い ※副食費の徴収免除対象者＝給食費補足給付事業の対象者



① 給食費補足給付事業の周知、補足給付費交付申請書の配布について

利用者に対して、施設による給食費の徴収や補足給付事業の要件等について、市町村が説明する必要があるが、幼稚園等に説明を依頼できる場合には、自治体から幼稚園等に保護者向けの補足給付事業の説明資料を提供し、補足給付事業の要件を満たす場合は、市町村への交付申請により償還払いが受けられること等を周知する。市町村は補足給付費の請求頻度・時期等を定め、幼稚園から周知してもらうなど、市町村は対象者が円滑に補足給付費の請求ができるようにしておく。

② 給食費の請求・支払について

新制度未移行の幼稚園・国立大学附属幼稚園においては、副食費の補足給付事業対象者であるかどうかに関わらず、原則として利用者全員に、定期的に給食費を請求し徴収する。

③ 補足給付費の請求について

補足給付事業の要件を満たす利用者は、幼稚園等が交付した領収証（書式は任意だが内数として副食費の記載は必要）など、市町村が定める添付書類を添付して、補足給付費を市町村に請求することができる（償還払い）。なお、「補足給付費交付申請書」については、別添「補足給付申請書参考様式その1」を参照されたい。

④ ④ 補足給付費の審査・支払い事務と交付について

このとき市町村は、請求者が補足給付事業の対象者であるか、課税状況や兄弟構成を確認する必要がある。このため、個人番号を使用しない場合には、補足給付費の交付申請書に請求者がその対象者であることを証明する書類（世帯の課税状況が把握できる書類や世帯全員の住民票等）を添付させる必要があり、個人番号を使用する場合は、補足給付費の交付申請書に個人番号を記入する欄を設け、市町村において課税状況や兄弟構成を確認する手法が考えられる。

なお、補足給付事業の対象者を決定するための判定については、前頁の教育・保育給付認定子どもに対する副食費加算のように、8月までは前々年度、9月からは前年度の課税所得に基づき判定する方法もあるが、現在、市町村で行っている補足給付事業のように、市町村が任意に設定し、例えば4月現在の課税状況をもって、その年度は補足給付事業の対象者とするといった運用も考えられる。

新制度未移行園における副食費の算出と補足給付事業について

- ・給食費として施設が徴収する費用のうち「副食材料費相当分」※が対象（月額4500円上限）。
※人件費・主食費等は除く。副食材料費は、主食（お米、麺、パン等）以外の全てが対象（おやつ含む）
 - ・副食材料費相当分は、事業の実施主体である市町村・給食の提供主体である各園が合理的だと思ふ方法で算出することを基本。
 - ・一方、外部搬入により給食を実施している場合など、現行実費徴収している給食費は、副食材料費相当分・その他の費用を一体的に徴収しており、各園で副食材料費相当分を算出することが困難な可能性がある。
 - ・また、各個人単位で1食ごとに実際に要した経費（副食材料費相当額）を算出・積み上げを行うことは困難であるという指摘が存在。
- ⇒ **副食材料費相当額に係る算出方法例として、国から下記のとおりお示した上で、各市区町村において、これを参考に算出方法をご判断いただく。**

○ 実際に要した副食材料費相当額を算出することを原則（「1食あたり副食材料費相当額」を算出の上、提供を受けた給食日数との積により算出）。「1食あたり副食材料費相当額」の算出困難な場合（外部搬入業者が「副食材料費相当額」を提示できない等）に限り、例外的に便宜的な算出方法を用いることができることとする。

給食の実施方法	副食材料費の算出方法（原則）	便宜的な算出方法の可否
自園調理（食材自己購入）	必要経費が明確であることから、各園で「1食あたり副食材料相当額」を算出 × 給食日数	不可
自園調理（食材外部搬入）	外部搬入業者に依頼し 「1食あたり副食材料相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法※も可
外部搬入	外部搬入業者に依頼し 「1食あたり副食材料相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法※も可

※ 「1日あたり副食材料相当額」の便宜的な算出方法案

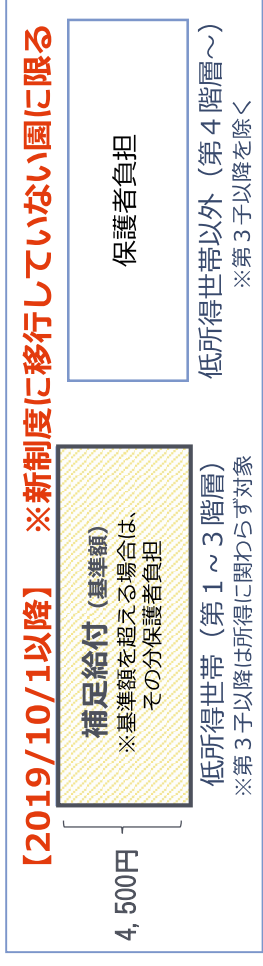
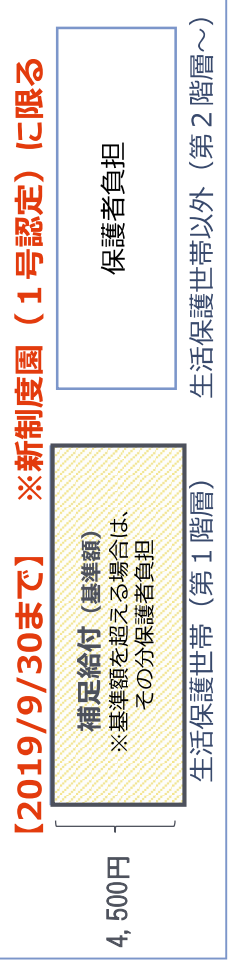
- ① 園における1食あたり給食費 × 「給食費に占める副食材料費相当額の平均的な割合」（市区町村に所在する他施設等の情報から推計。）
- ② 園における1食あたり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食材料費の割合」（市区町村に所在する他施設等の情報から推計。
仮に「保育所等の運営実態に関する調査」により推計すれば、「87%」。）
- ③ 一律230円 ※ 給付上限月額（4500円） / 1号通園日数（20日） ÷ 日額平均（230円）

1. 事業概要

副食費の施設による徴収に係る補足給付事業について

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている**①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用**等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。

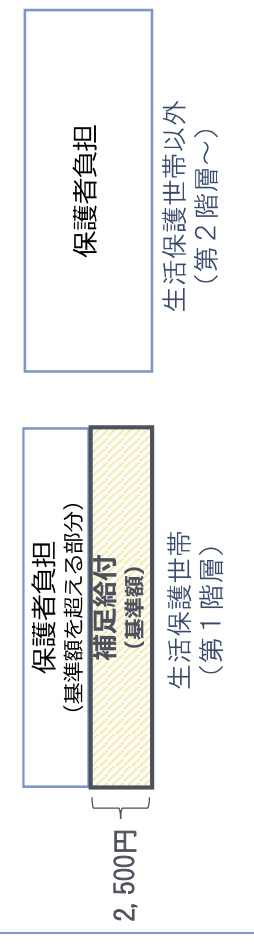
①給食費 (副食材料費)



※2019/10/1以降における新制度園 (1号認定) の副食費については、公定価格で対応予定
 ※特別支援学校幼稚園については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

【変更なし】

②教材費・行事費等 (給食費以外)



3. 市町村における補足給付事業実施の考え方

- ・「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。
- ・事業の対象 (2019年10月～) は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。なお、給食の実施方法は問わない (外部搬入も対象。家から持参するお弁当は給食に該当しないため対象外)。

2. 実施主体等

実施主体：市町村 (特別区を含む)。
 補助率：国1/3 (都道府県1/3、市町村1/3)

<令和元年度補助単価(1人当たり月額)>

- ①給食費 (副食材料費) 4,500円
- ②教材費・行事費等 (給食費以外) 2,500円

<実績 (平成29年度)>

- ①給食費 (副食材料費) 1号認定：388か所、832人
 - ②教材費・行事費等 1号認定：558か所、799人
 2号認定：3,373か所、7,652人
 3号認定：2,381か所、3,035人
- ※か所数については重複あり

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う 食材料費の取扱いについて

1. 認定こども園・保育所・幼稚園における副食費の取扱い及び負担減免について

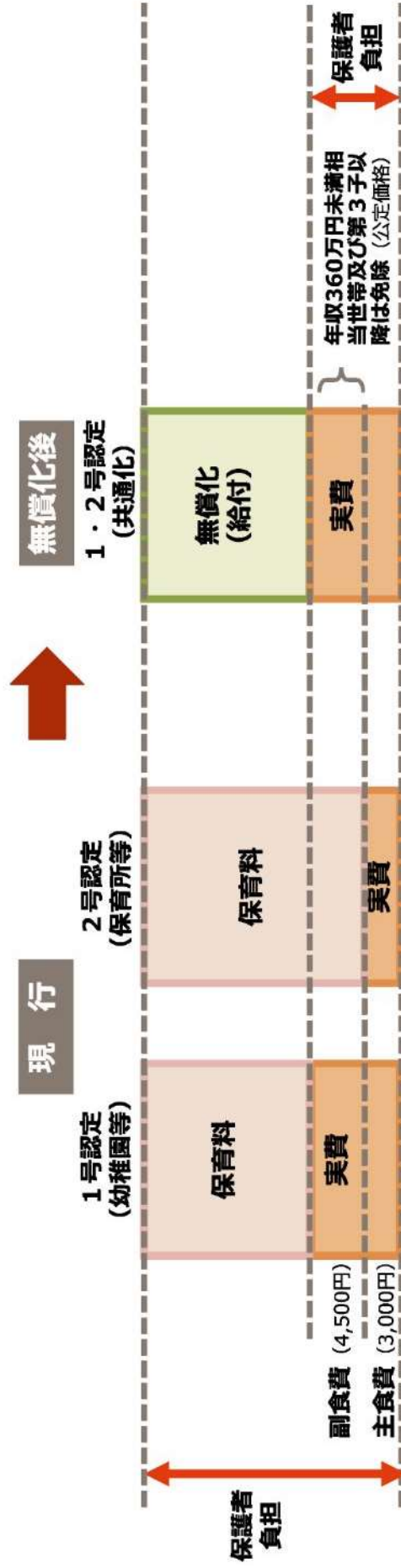
「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(平成30年5月)(抜粋)

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

(1) 基本的な考え方

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 教育・保育給付第1号認定子ども、第2号認定子どもの主食費・副食費については、施設による徴収(現在の主食費と同様)とする。
- 第2号認定子どもの副食費については、これまで利用者負担分(保育料)に含まれていたことから、認定保護者の負担方法は変わるものの、保護者が負担すること自体は、これまでと変わらない。
- 第3号認定子どもは、幼児教育・保育の無償化が市町村税世帯非課税の場合に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



＜参考＞ 現行の子ども・子育て支援新制度における食材料費の取扱い（概要）

➤ 認定保護者の自己負担の方法

- ①保育料 保護者が施設（保育所は市町村）に支払う（子ども・子育て支援法）。
- ②実費徴収 保護者が施設に実コストに応じて支払う（運営基準）。
 - ・ 日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用 等
 - ・ 事前の明示、同意



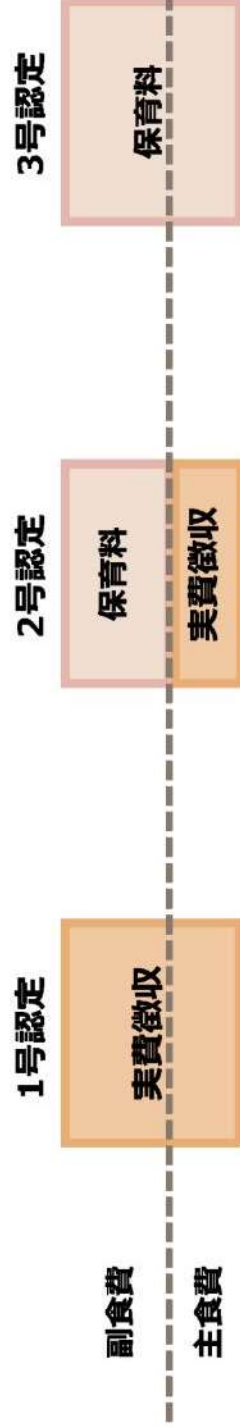
➤ 低所得者等の負担減免（地方単独事業による軽減を除く。）

- ①保育料 生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定（子ども・子育て支援法施行令）。
- ②実費徴収 生活保護世帯等に市町村が助成（子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業）。

➤ 認定区分による食材料費の負担方法の違い（地方単独事業による軽減を除く。）

給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き保護者の自己負担が原則。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業においては、認定区分により負担方法が異なっている。



- ※1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。
- ※2 1～3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。
- ※3 食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円。

(2) 副食費の取扱いの変更に関する詳細について

これまでの子ども・子育て会議や関係者との意見交換の中で示された主な懸念事項

- ◆ 極端に高額な実費や、過度に廉価な実費を徴収する事案をどう考えるか。
- ◆ 保護者から、徴収額の根拠の説明とともに、額の引下げを求められ、食事の質を確保できなくなるのではないか。
- ◆ アレルギー食など配慮が必要な食事の材料費負担は、どうすればよいのか。
- ◆ 土曜日や欠席したときなど、給食を食べなかった日があった場合の食材料費負担は、どうすればよいのか。
- ◆ 食材料費を滞納する者に対して、施設の運営にも影響が出るが、どのように対応するか。
- ◆ 保護者や施設への丁寧な周知・説明が必要。

① 各施設による副食費の徴収額等の考え方

【基本的な考え方】

◆ これまで保護者が負担してきた経緯のほか、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事も自己負担されていることを踏まえ、主食費・副食費ともに、保護者から徴収可能な費目に位置付けるとともに、事前に保護者に説明し同意を得ることとする（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項を改正予定）。

◆ 各施設で設定する徴収額は、各施設において実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなる。

◆ 第2号認定子どもについての副食費は、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、各施設で徴収する副食費の額の設定にあたっても、この月額4,500円を目安とする。

【アレルギー除去食など特別食の取扱い】

◆ 徴収額は、施設の子どもを通じて均一とする。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はない。なお、調理に係る人件費は、食材料費には当たらない。

【副食費に含まれるものについて】

◆ おやつや牛乳、お茶代は副食費に含む。調理に係る人件費や光熱水費、減価償却費は、副食費ではなく、基本分単価等を含む。

【副食費の減額について】

◆ 徴収額は、月額を基本とする。ただし、土曜日に恒常的に利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもを利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能な場合は、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられる。

◆ 月途中の退園や入園等の場合は、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えない。

【保護者の方への説明等について】

◆ 市町村がこれまで保育料の一部として月額4,500円を保護者から徴収してきた経緯があることを踏まえ、施設が副食費を徴収する場合であっても、保護者に対して個別に、食材料費の取扱いの変更の趣旨や上記の徴収額の方針について、丁寧な説明を行い、相談を積極的に受け付ける等の対応をお願いしたい。

②副食費の免除対象者の考え方（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項第3号関係）

【基本的な考え方】

- ◆各施設は、運営に関する基準第13条第4項第3号に基づき、以下の場合を除き、認定保護者から受領することができる。
 - ・ 1号・2号認定子どもの徴収免除対象者（低所得世帯及び第3子以降）の副食費
 - ・ 3号認定子どもの給食費
- ◆ 1号・2号認定子どもの徴収免除対象者の副食費は、加算（10月から創設）により公費負担する（（4）を参照）。

【徴収免除対象者について】

- ◆ 10月以降の1号・2号認定子どもの徴収免除対象者は、次のとおりである。
 - ・ 年収360万円未満相当世帯の子ども
 - ・ 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

・ 1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子 第3子以降
	その他	第1子	第2子 第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子 第3子以降
	その他	第1子	第2子 第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲
これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

・ 2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子 第3子以降
	その他	第1子	第2子 第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子 第3子以降
	その他	第1子	第2子 第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子 第3子以降
	その他	第1子	第2子 第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

【参考資料】 内閣府令

- ◆ 食事の提供に要する費用の徴収に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項を改正し、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の第1号認定子ども・第2号認定子どもに対する副食費について、保護者から徴収可能な費目から除外する。なお、特別利用保育は第1号認定子どもに含め、特別利用教育は第2号認定子どもに含める取扱いとす（第35条第3項及び第36条第3項による読替え）。
- ◆ 内閣府令における徴収可能費目の定めは、いわゆる「従うべき基準」であり、各市町村において、子ども・子育て支援法第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準を、内閣府令改正に従って改正することとなるが、市町村における準備期間を考慮し、改正法の施行後1年間は府令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置を設ける。

(利用者負担額等の受領)

第十三条

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

三 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

イ 満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、教育・保育給付認定保護者（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者を除く。）及びその者と同一の世帯に属する者についての市町村民税所得割合算額が七万七千七百円未満（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）にあつては、五万七千七百円未満。）であるものに対する副食の提供

ロ 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在学する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。）が同一の世帯に二人以上いる場合における教育・保育給付認定保護者に係る満三歳以上教育・保育給付認定子どもであつて、次に掲げるもの（イに該当するものを除く。）に対する副食の提供

- (1) 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
- (2) 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）

ハ 満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

年収約360万円
未満相当世帯の
子ども
⇒加算（告示及
び留意事項通知
に追加）

年収約360万円
以上相当世帯の
第3子以降の子ど
も
⇒加算（告示及
び留意事項通知
に追加）

現行どおり
⇒保育料の一部

(3) 第3子以降の子どもの算定基準

多子の算定基準については、基本的にこれまでの保育料の多子減免と同じ取扱いとす。

第1号認定子ども	第2号・第3号認定子ども
年収360万円未満相当	年齢にかかわらず被監護者の数(別居・別生計含む)
年収360万円相当以上	小学校就学前(同一世帯内のみ)

※3号認定子どもの保育料の減免対象者は子ども・子育て支援法施行令第13条第1項及び第14条、1・2号認定子どもの副食費の徴収免除対象者は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項に定める予定。なお、次に該当する場合は、認定区分ではなく利用施設に準拠する取扱いに改める。

- ◆ 保育所で特別利用保育を受ける第1号認定子ども……小学校就学前が算定基準
- ◆ 幼稚園で特別利用保育を受ける第2号認定子ども……小学校第3学年修了前が算定基準

なお、新制度未移行の幼稚園における副食費に係る補足給付事業の算定基準は、小学校第3学年修了前とする(後記2.参照)。

(4) 副食費の徴収免除に関する情報の通知及び公定価格における副食費の加算

【基本的な考え方】

- ◆ 10月から、徴収免除対象者に係る副食費については、加算により公費負担する(告示及び通知を改正予定)。それ以外については、各施設が保護者から直接徴収する。
- ◆ 居住地市町村は、各施設及び認定保護者に対し、副食費の徴収免除に関する事項(運営基準第13条第4項第3号イ又はロ)を通知する(施行規則第7条を改正予定。同条が行政機関個人情報保護法の特別規定の位置付けとなる。)

【新たな公定価格上の副食費の加算の運用】

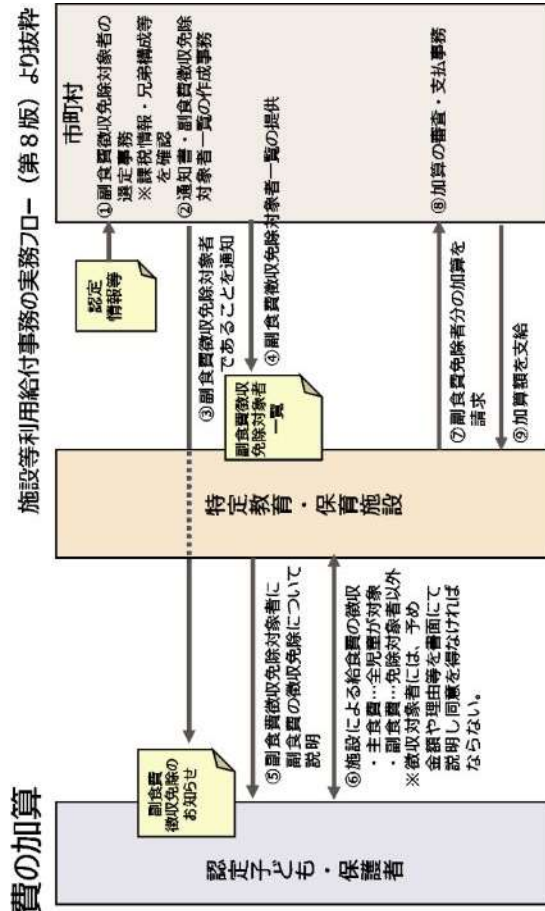
- ◆ 新たな加算は、各施設における設定金額にかかわらず、次の単価について、居住地市町村が各施設に通知した免除対象者の数に応じて計算し、請求・支給することを基本とする(告示及び通知を改正予定)。

① 第1号認定子ども…月額4,500円 × (当該月における給食実施日数 ÷ 基準日数)

※給食実施日数は、子ども全員におかずに提供できる体制をとっている日に限る。

※基準日数を何日にするかは検討中

② 第2号認定子ども…月額4,500円



(5) 個人番号の利用

【基本的な考え方】

◆ 次の理由から、副食費の免除対象者を判定する際に個人番号（マイナンバー）を利用することは、番号法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）上の問題は、番号法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）上の問題はない。

- ・ 今般の法改正前から、番号法別表第1及び別表第2に「子どものための教育・保育給付」が位置付けられていること。
- ・ 各施設に対し、副食費の徴収免除に関する情報提供を行う仕組みとすること（施行規則第7条の改正を予定）。

(参考) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (抄)

別表第一

九十四 市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どもための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
----------	--

別表第二

百十六 市町村長	子ども・子育て支援法による子どもための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの

◆ なお、副食費の免除対象者を判定する際に個人番号を利用する場合、これらの事務に用いる電算システムについて、情報漏洩等のリスクを評価し、その対策を公表する必要がある（特定個人情報保護評価：PIA）。その要否については、次のとおりである。

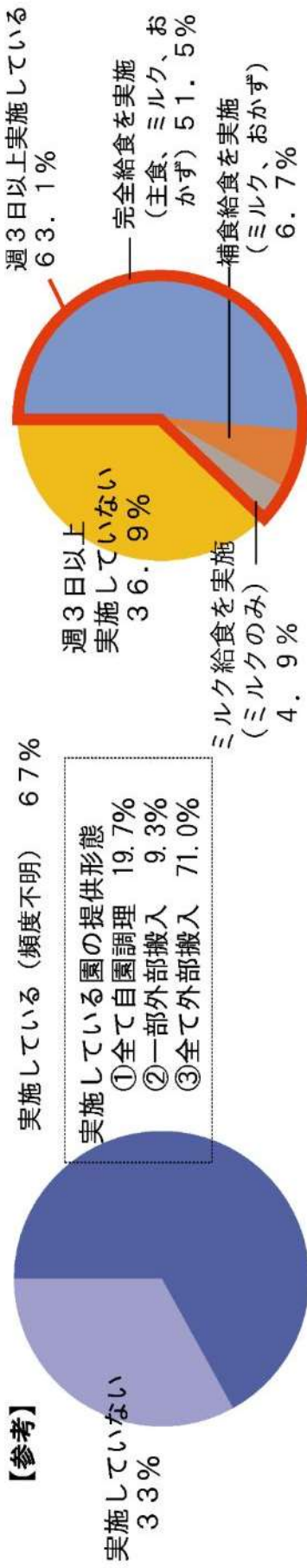
- ① 既存の子どもための教育・保育給付の拡充と整理する場合
 新たに取り扱い扱う事務が既存事務の「重要な変更」に当たると判断すればPIAが必要。当たらないと判断すればPIAは不要。
 ※国の特定個人情報保護評価指針の別表に基づき、各市町村で判断。
- ② 新規の事務として別個実施するものと整理する場合
 PIAの実施が必要。

- (6) 市町村による副食費徴収に関する支援について
- 副食費の徴収を施設が行うこととなった場合、滞納者が多く出れば、施設の運営にも悪影響が出る。
 - このため、低所得世帯への配慮として、年収360万円未満相当の世帯については、副食費を免除し、その分は給付に加算することとしている。
 - 更に、保育所は市町村から委託を受けて保育を行っている立場であることを踏まえ、食材料費の徴収方法の変更が、なるべく円滑に実施できるよう、滞納者に対する市町村の関わり方について検討。
 - 具体的には、以下のとおり。
 - ① 利用調整の実施者としての立場からの関与
 - 市町村は、児童福祉法第24条第3項に基づき、保育の必要性の認定を受けた児童について、利用者の希望を踏まえ、利用調整を行った上で、各保育所に保育を委託することとしている。このため、保護者の希望が継続的に実施されているかどうか確認する責任がある。
 - 保護者が副食費を滞納する場合には、経済的な理由のほか、保護者と施設の間での意思疎通や信頼関係が、何らかの理由で損なわれている等の事情が生じているものと考えられる。
 - 意思疎通や信頼関係が損なわれているとすれば、保護者の希望を踏まえた保育の実施が妨げられている状態と考えられ、利用調整の実施者である市町村は、副食費の滞納がある保護者から事情を聞き、その理由や改善策、利用継続の可否等を検討することが求められる。このプロセスの中で、滞納している副食費についても保育所への支払いを促すことになる。
 - ② 児童手当受給者である利用者に対する、受給者からの申し出に基づく児童手当からの徴収
 - 現行の児童手当制度においては、学校給食費等について、保護者（児童手当受給者）の申しに基づき、市町村が児童手当から徴収することが可能とされている。（児童手当法第21条）
 - 保育所（私立を含む）の副食費についても、この仕組みにより、保護者からの申し出があった場合には、市町村が児童手当から徴収し、当該費用に係る債権を有する者に支払うことが可能。
 - 具体的には、例えば、保育所の利用申込みの段階で、あくまで任意のものであることを明記した上で児童手当からの徴収の申出書を同封しておき、希望する保護者に、他の書類とともに提出していただくなどの方法や、滞納が数ヶ月続いた場合など、状況に応じて個別に地方自治体が保護者や保育所等と相談し、滞納した分に限り徴収するよう保護者に申し出ていただくなどの方法が考えられる。
 - 実施に当たっては、児童手当担当部局との十分な連携をお願いしたい。
- (7) 市町村における副食費に対する配慮について
- ◆ 第2号認定子どもの副食費の免除対象者の範囲外で、地方単独事業により月額4,500円未満の利用者負担額を設定している市町村においては、施設が副食費を徴収することに伴い、世帯負担が増加する可能性があるため、対応にご配慮いただきたい。

2. 新制度未移行園における副食材料費の負担減免について

(1) 幼稚園における給食実施状況の確認

◆ 幼稚園では、給食の実施状況（実施の有無。自園調理（完全自園・業務委託）・外部搬入、全員対象制・希望制。）が多様。



(平成24年経営実態調査)

(平成22年学校給食実施状況等調査)

(2) 実費徴収に係る補足給付事業の概要（事業の要件・副食費の範囲）

- ◆ 認定こども園・保育所・幼稚園の利用者との公平の観点から、10月から、新制度に移行していない幼稚園の利用者について、「実費徴収に係る補足給付事業」による支援を行うこととする（子ども・子育て支援法第59条第3号口）。
- ◆ 本事業は地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定する。国の補助対象は次のとおり。なお、特別支援学校については、特別支援学校就学奨励事業が別途あるため、対象外。
 - ・ 年収360万円未満相当世帯の子ども
 - ・ 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども
- ◆ 事業の対象は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。なお、給食の実施方法は問わない（外部搬入も対象。ただし、家から持参する弁当は対象外。）。
- ◆ 各施設で給食費として実費徴収している費用のうち「副食費相当分」※が対象（月額4500円上限）。
 - ※主食費、人件費、光熱水費等は除く。主食（お米、麺、パン等）以外の全てが対象（ミルク、おやつを含む。）

(3) 補足給付事業の実施に係る事務スキーム

- ◆ 事業を実施する場合の支給方法や給付頻度については、事業者との相談の上、市町村の判断により決定可能。
- ◆ 実施スキームとしては、主に①～③のパターンが想定される。

- ① 新制度未移行園を対象とした施設等利用給付（旧就園奨励費補助）と同様の仕組み【園經由・償還払い】
- ② 新制度園を対象とした施設型給付（副食費に係る加算）と同様の仕組み【園經由・代理受領】
- ③ 上記とは別途異なる方法を設定（例えば、補足給付事業について市町村から直接又は園經由により周知を行った後に、保護者からの申請に基づき、市町村から対象保護者又は施設に事後的に支給する方法【直接支払、直接申込・代理受領】）

(4) 支給額の算定方法

- ◆ 副食費相当額の算定方法は、次の考え方を基本として、市町村において判断することとする（実施要綱・FAQ等で周知予定）。

- ① 実際に要した副食材料費相当額を算出することを原則とする（各施設に係る「1食当たり副食費相当額」を算出の上、当該利用者に係る給食の提供を受けた日数を乗じて算出した額）。
- ② 「1食当たり副食費相当額」の算出困難な場合（外部搬入業者が「副食費相当額」を提示できない場合等）に限り、例外的に、便宜的な算出方法を用いることができる。

給食の実施方法	副食費の算出方法（原則）	便宜的な算出方法の可否
自園調理（食材自己購入）	必要経費が明確であることから、各園で「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	不可
自園調理（食材外部搬入）	外部搬入業者に依頼し「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可
外部搬入	外部搬入業者に依頼し「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可

【「1日当たり副食材料相当額」の便宜的な算出方法】

- ① 園における1食当たり給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」（市町村に所在する他施設等の情報から推計。）
- ② 園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合」（市町村に所在する他施設等の情報から推計。仮に「保育所等の運営実態に関する調査」により推計すれば、「87%」。）
- ③ 一律220円 ※ 給付上限月額（4,500円） / 1号認定子ども通園日数（20日） ÷ 日額平均（220円）

(5) 第3子以降の子どもの算定基準

- ◆ 本事業における多子の算定基準は、旧就園奨励費と同様に、小学校第3学年修了前を基準とする。

幼児教育・保育の無償化に関する 自治体向けFAQ

【2019年5月30日版】

- ※ 本FAQは、幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2019年2月26日版】にお示ししたものに、カテゴリーの再編、内容の追加及び一部修正を加えたものです。(備考欄に記載)
- ※ このFAQは、2019年5月30日現在の状況における回答であり、今後も問や回答について変更がありうる旨をご了承いただきたい。

118	利用料の支払方法	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する方への幼児教育・保育の無償化に係る費用の支払い方法はどのようになりますか。</p> <p>現物給付となります。そのため、利用者は利用料を支払う必要がなくなります。</p>	3-1修正												
119	副食材料費の補給事業	<p>新制度未移行園の副食材料費に対する補給給付事業において、対象となる副食材料費についてはどのよう算定すれば良いですか。</p> <table border="1" data-bbox="308 300 544 1366"> <thead> <tr> <th>給食の実施方法</th> <th>副食材料費の算出方法(原則)</th> <th>便宜的な算出方法の可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自園調理(食材自己購入)</td> <td>各園で「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数 必要経費が明確であることから、</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td>自園調理(食材外部搬入)</td> <td>「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数 外部搬入業者に依頼し、</td> <td>例外的に便宜的な算出方法※も可</td> </tr> <tr> <td>外部搬入</td> <td>「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数 外部搬入業者に依頼し、</td> <td>例外的に便宜的な算出方法※も可</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 便宜的な算出方法の例 ◎ 園における1食あたり給食費 × 「給食費に占める副食材料費相当額の平均的な割合」(市区町村に所在する他施設等の情報から推計。) ◎ 園における1食あたり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食材料費の割合」(市区町村に所在する他施設等の情報から推計。) ◎ 一律230円 ※ 給付上限月額(4500円) / 1号通園日数(20日) × 日額平均(230円)。</p>	給食の実施方法	副食材料費の算出方法(原則)	便宜的な算出方法の可否	自園調理(食材自己購入)	各園で「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数 必要経費が明確であることから、	不可	自園調理(食材外部搬入)	「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数 外部搬入業者に依頼し、	例外的に便宜的な算出方法※も可	外部搬入	「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数 外部搬入業者に依頼し、	例外的に便宜的な算出方法※も可	
給食の実施方法	副食材料費の算出方法(原則)	便宜的な算出方法の可否													
自園調理(食材自己購入)	各園で「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数 必要経費が明確であることから、	不可													
自園調理(食材外部搬入)	「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数 外部搬入業者に依頼し、	例外的に便宜的な算出方法※も可													
外部搬入	「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数 外部搬入業者に依頼し、	例外的に便宜的な算出方法※も可													
120	副食材料費の補給事業	<p>新制度未移行園の副食材料費に対する補給給付事業における所得階層の判定は、いつ時点の所得について何月から適用させるような決まりはあるのですか。</p> <p>新制度未移行園の副食材料費に対する補給給付事業で補助対象となるのは、新制度園の教育・保育給付1号認定子どもに對する副食費免除対象に對する加算と同様に、小学校第3学年修了前までの第3子以降のほか、年収360万円未満相当世帯としており、この場合の所得階層を判定する保護者等の世帯所得の時期については、各市区町村で実施する支出方法などの事情により柔軟に決定できるよう国の補助要綱等を定める予定です。 このため、例えば、現行の教育・保育給付認定と同様に、6月に判明する当該年度の市町村民税(4月から8月の利用分は前年度分の市町村民税)で判定したり、現行の就園奨励費と同様に、通年分を当該年度の市町村民税で判定する場合も国庫補助の対象とする予定です。</p>													

【12. 食材料料費等の取扱い】

No.	事項	問	答	備考
161	施設が徴収している経費の取扱い	保護者から徴収している通園送迎費、食材料料費、行事費などの経費は、施設等利用費の対象になりますか。食材料料費については、認定区分間で負担方法が異なっていますが、取扱いを見直すのですか。	保護者から施設が徴収している経費は、無償化の対象とはなりません。食材料料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設からの徴収から、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持します。具体的には、施設からの3歳から5歳までの子供の食材料料費については、主食費・副食費ともに施設による徴収を基本とします。ただし、生活保護世帯やひとり親世帯等については副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充します。また、新制度の対象とならない幼稚園においても、同様の負担軽減を図ることとします。 なお、保育所等の0歳から2歳までの子供は、無償化が住民税非課税世帯に限定されることから、現行の取扱いを継続します。	
162	施設等利用費の対象外経費として、特定子ども子育て支援法施行規則第二十八条の十五第五号において、「特定子ども子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの」とありますが、具体的にどのようなものが想定されますか。	施設等利用費の対象外経費として、子ども子育て支援法施行規則第二十八条の十五第五号において、「特定子ども子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの」とありますが、具体的にどのようなものが想定されますか。	御質問の費用は、特定子ども子育て支援そのものに要する費用ではなく、当該支援において提供される便宜に要する費用であり、例えば記念写真代、保護者会費といった経費が考えられます。	
163	副食費の徴収	副食費を施設が徴収することとする趣旨は何でしょうか。	食材料料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、現行制度においても、保護者が負担することが原則であると従来から整理しており、基本的に施設からの徴収又は保育料の一部として保護者にご負担いただいています。幼児教育・保育の無償化にあたり、「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討書（平成30年5月）」において「保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。」とされたことを受け、1号・2号認定子どもの主食費・副食費ともに施設による徴収を基本とするにとしました。 なお、無償化の対象範囲が市町村住民税非課税世帯までに限られる3号認定子どもについては、現行の取扱いを継続することとします。	11-1修正
164	副食費の徴収	幼児教育・保育の無償化の実施後、私立の認可保育所における食材料料費の支払いはどのように変わりますか。	私立認可保育所を利用する2号認定子どもの副食費については、これまで市町村が保育料の一部として徴収していましたが、今後は、2号認定子どもの主食費と同様に、施設が利用者から直接徴収することになります。	
165	低所得者世帯への配慮	副食費が施設からの徴収となることに伴い、低所得者世帯へは配慮がされるのですか。	2号認定子どもの副食費が施設からの徴収となることに伴い、低所得者世帯等については、負担が増えないよう公定価格上の加算を設けるとともに、副食費を免除することとします。具体的には、現在、保育料が無償である生活保護世帯やひとり親世帯等（※）について、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続します。さらに、免除措置の対象範囲を、年収360万円未満相当の世帯まで拡充します。これにより、年収360万円未満相当の世帯の全ての子供及び全所得階層の第3子以降の子（多子のカウント方法はこれまでと変わりにません。）が免除の対象となります。 ※ 生活保護世帯・里親、市町村住民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降の子	11-3修正
166	補足給付事業	現行の補足給付事業は継続されますか。	現行の補足給付事業のうち1号認定子どもに対する副食費の助成事業については、低所得者世帯等の副食費の負担免除に伴う公定価格上の加算を設ける予定であることを踏まえ、廃止します。 また、現行の事業のうち、1号～3号認定子どもの教材費・行事費等の助成事業については、これまで通り継続します。さらに、未移行幼稚園の給食費（副食費）についても、新たに補足給付事業の対象となります。	
167	低所得者世帯への配慮	副食費について、未移行幼稚園を利用する低所得者世帯への配慮は行われるのですか。	新制度未移行の幼稚園を利用する場合に徴収される食材料料費についても、低所得者世帯の負担軽減を図る観点から、新制度幼稚園を利用し公定価格内で副食費の徴収が免除される対象と同じ世帯について、その副食費を地域子ども子育て支援事業における補足給付事業の対象とすることにより負担軽減を図ります。	11-5修正
168	多子減算定基準	未移行幼稚園の副食費に係る補足給付事業における、多子軽減の算定基準はどのようなになりますか。	現在の幼稚園奨励費における多子減免の取扱いを踏襲し、小学校第3学年修了前を算定基準とします。	

169	副食費の徴収額	副食費の施設による徴収額は施設によって異なりますが、一律に4,500円になるのですか。それとも施設ごとに任意の金額を徴収してよいのでしょうか。	副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなります。この際、これまで2号認定子ども副食費は、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めた経緯があります。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するにあたっては、この月額4,500円を目安とします。	11-6修正
170	特別食の提供に係る徴収	アレルギーのある児童への除去食や代替食等による対応に要する費用については、別に徴収することが可能なのでしょうか。	アレルギーの子どもの通じて均一とします。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はありません。なお、特別食の提供に係る費用のうち人件費等は食材料費には当たらず、給付費の中で措置されているため、保護者に負担を求めるところはできません。	
171	副食費の徴収	児童の欠席や一定期間休園などの場合は、副食費の徴収はどのようにすればよいですか。	副食費の徴収額は、月額を基本とします。ただし、土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられます。なお、月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えありません。	
172	免除対象者の届出制について	特定教育・保育施設等における副食費の徴収の免除対象者について、市町村において免除対象者の条件を周知した上で、免除対象者が免除の申請を行った場合のみ市町村民課税課税課税額や兄弟構成を調査し、免除対象者として認めるといった手法をとることは差し支えありませんか。	特定教育・保育施設等における副食費の徴収免除対象者は、本来は免除の対象者の要件を満たしているのに、申請がないことにより免除の申請がなかったり、対象者でなくなったりあるいはその逆も考えられます。市町村はこうした税更正への対応をどのようにしたらいかがでしょうか。	
173	副食費の税更正への対応	副食費の免除対象者の判定は、判定後の税更正により市町村民課税所得割課税額が変更になり、対象者でなくなったりあるいはその逆も考えられます。市町村はこうした税更正への対応をどのようにしたらいかがでしょうか。	国の給付額の精算基準としては、市町村が税の更正が分かった日の属する月の翌月から、更正された税額により徴収の免除対象者かどうかを判断することとし、遡及は行いません。なお、市町村の判断で、当該年度分は遡及して適用するなどの取扱いをすることは妨げませんが、国の給付額の遡及は行いません。	
174	副食費に含まれるものの	副食費の範囲はどこまでなのでしょうか。おやつ代、牛乳代、お茶代、調理員の人件費、調理器具の減価償却費、水道光熱費などは含まれるのでしょうか。	施設が徴収する副食費は副食の食材料費であり、具体的にはおやつや牛乳、お茶代を含みます。なお、調理員等の人件費、厨房設備等の減価償却費、水道光熱費は含みません。	
175	認可外保育施設等の副食費	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業における、食材料費の取扱いはどうなるのでしょうか。	国の制度における認可外保育施設等の副食費に対する低所得者負担軽減策はありません。	
176	「へき地保育所」の副食費について	へき地保育所については、制度上は認可外保育施設に相当しますが、特例保育を提供する事業所として、認定子どもは特例地域型保育給付を受けています。そのため、今回の幼児教育・保育の無償化に際しては、FAQ10のとおり、特定保育施設等と同様に、利用者負担額が無償化の対象になっていないのでしょうか。	へき地保育所については、全ての施設・事業に係る給付を通じて、食材料費・日用品費等(特定費用)については、無償化の対象となる利用料(特定子ども子育て支援利用料)には含めることはできないため、特定子ども子育て支援利用料と特定費用は切り分け額を設定していただく必要があります。したがって、食材料費等の特定費用は特定子ども子育て支援利用料とは別途で徴収することが基本となると考えられますが、保護者に対して発行し、施設等利用費の支給の根拠資料となる領収証において両費用を確実に区分して記載することを前提に、保護者からは両費用を一体的に徴収することも可能です。なお、保育料とは別途徴収する場合、給食費は消費税が課税されることに御留意ください。また、食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、一部の減免等を除き、基本的に保護者にご負担いただく性格の費用と思われれますが、仮に給食代を徴収せずに給食を実施している場合は、食材料費にかかる財源を明確に示すなど、食材料費を無償化の対象から確実に除外していることを園から説明していただくことが必要となります。	
177	未移行幼稚園の食材料費と保育料	新制度未移行の幼稚園の中には、「費用の区分なく単一の保育料として園則で定められるとともに保護者に対しても示されており、「同一学年の在園児童全員から一律に徴収され、在園児全員に対する教育上必要なものに充当されるもの」であれば、保育料に給食費が含まれていても就園奨励補助金の国庫補助対象となり得るもの(平成26年7月25日付文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)」とされていたことから、保育料に給食費が含まれている園があります。令和元年10月分から、保育料と食材料費を切り分け徴収しなければならないのでしょうか。	今般の幼児教育・保育の無償化では、全ての施設・事業に係る給付を通じて、食材料費・日用品費等(特定費用)については、無償化の対象となる利用料(特定子ども子育て支援利用料)には含めることはできないため、特定子ども子育て支援利用料と特定費用は切り分け額を設定していただく必要があります。したがって、食材料費等の特定費用は特定子ども子育て支援利用料とは別途で徴収することが基本となると考えられますが、保護者に対して発行し、施設等利用費の支給の根拠資料となる領収証において両費用を確実に区分して記載することを前提に、保護者からは両費用を一体的に徴収することも可能です。なお、保育料とは別途徴収する場合、給食費は消費税が課税されることに御留意ください。また、食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、一部の減免等を除き、基本的に保護者にご負担いただく性格の費用と思われれますが、仮に給食代を徴収せずに給食を実施している場合は、食材料費にかかる財源を明確に示すなど、食材料費を無償化の対象から確実に除外していることを園から説明していただくことが必要となります。	

178	未移行幼稚園の食料費と保育料	新制度未移行の私立幼稚園において、食料費の徴収に伴い、保育料の変更を行う場合、学則(園則)の変更を行う必要がありますか。	無償化の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)には食料費を含めることはできないため、特定子ども・子育て支援利用料と食料費は切り分けて額を設定していただく必要がありますが、学則(園則)に記載する保育料については、その内容について特段の定めがないため、給食費を含めた額を記載することも可能です。なお、その場合でも、保護者に対して特定子ども・子育て支援利用料とそれ以外の徴収費用を分かりやすく示すとともに、保護者に対して発行し施設等利用費の支給の根拠資料となる領収証において両費用を確実に区分して記載していただく必要があることに留意してください。 なお、学則(園則)上の保育料を変更した場合には、変更事由とともに学則(園則)変更の届出を都道府県知事に行う必要があります。(実費徴収額については、学則(園則)に記載する必要なし(各園の判断により、記載することも可能))
179	副食費の加算額	特定教育・保育施設等における副食費の施設による徴収の免除対象者分については、公定価格において新たな加算を設けるとのことでありますが、施設や事業によって徴収金額が異なったり、弁当持参の日がある施設・事業が存在する中で、新たな加算については均一の単価が設定されるのでしょうか。	新たな加算については、各施設における設定金額にかかわらず、次の単価について、児童の居住する市町村が各施設に通知した免除対象者の数に応じて請求・支給することを基本とします(告示及び通知を改正予定)。 ・第1号認定子ども月額4,500円×(当該月ににおける給食実施日数÷基準日数) ・第2号認定子ども月額4,500円
180	副食費と加算の差額について	教育・保育給付第2号認定子どもについて、副食費免除対象者分の公定価格上の加算は月額4,500円で固定になるのですが、副食費の施設による徴収月額がこれを超える場合、免除対象者は加算の月額4,500円を超える部分を負担しなければならないのでしょうか。	今回の幼児教育無償化に伴う、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条の改正により、副食費の免除対象者について、食事の提供に要する費用の徴収を行うことは出来ないこととしています。
181	副食費と加算の差額について	教育・保育給付第2号認定子どもについて、副食費免除対象者分の公定価格上の加算は月額4,500円で固定になり、副食費の施設による徴収月額がこれを超える場合には、免除対象者からは超過分を徴収できないということですが、超過分については施設が負担することとなるのでしょうか。	保育所等において、副食材料費が月額4,500円を上回る場合であっても、幼児教育・保育の無償化実施前であれば公定価格から月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、施設等の運営費の中から捻出していると考えられます。 したがって、幼児教育・保育の無償化実施後、副食費免除対象者分については、新たに創設する加算による月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、これまでと同様に施設等の運営費の中から捻出できると考えられます。
182	公立保育所における副食費の徴収	副食費の施設による徴収は、公立保育所においても行わなければならないのでしょうか。その場合、徴収免除対象者分の副食費は市町村が負担することになるのでしょうか。	公立保育所においては、これまで副食費を公立保育所の使用料(保育料)に含めて徴収してきた経緯があることから、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、副食費については、別途、主食費や行事費と同様に施設(市町村)が徴収することとなります。また、徴収免除対象者分の副食費は、基準財政需要額(令和元年度)に限り、子ども・子育て支援臨時交付金)に含まれる公立保育所の運営費に含まれるため、市町村において負担することとなります。
183	免除対象者への規定	幼稚園・認定こども園、保育所等における副食費の徴収免除対象者については、市町村の条例や規則等で規定するべきでしょうか。	特定教育・保育施設等における副食費の徴収免除対象者については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(内閣府令)第13条第4項を改正し、保護者から徴収可能な費目から除外します。改正法の施行後1年間は、内閣府令で定める内容を条例で定めたものとみなす経過措置を設けますので、市町村はその期間内に、法第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設等の運営に関する基準条例を内閣府令に従って改正することとします。

184	施設等における副食費の徴収に係る事務費補助金について	副食費の施設による徴収に伴い、特定教育・保育施設等に新たな業務が発生したり、業務システムの改修が発生する場合も想定されますが、施設において必要となる費用については、補助金等の制度はあるのでしょうか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営においては、これまでも内閣府令により上乗せ徴収や実費徴収を認めていることから、副食費の徴収事務は、基本的にこれまで施設・事業において実施してきた上乗せ徴収・施設による徴収事務の中で実施するものであり、事務費補助金制度を設ける必要があるものと考えてはおりません。
185	副食費の滞納債権整理について	副食費の施設による徴収については、未納者が発生した場合など、滞納債権管理については施設・事業者が対応するのでしょうか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営においては、これまでも内閣府令により上乗せ徴収や施設による徴収を認めており、滞納が発生した場合においても施設・事業が対応してきたものであることから、副食費についても同様の取り扱いとするものです。
186	市町村による徴収	私立の教育・保育施設及び特定地域型保育事業において、教育・保育給付認定子どもへの副食費を施設・事業者が徴収するのではなく、市町村が代わりに徴収するなどの対応はできませんか。	まず、市町村による副食費徴収に関する支援としては、利用調整の実施者としての立場からの関与と、児童手当受給者である利用者に対する、受給者の申出に基づく児童手当からの徴収が考えられます。 前者については、市町村は利用者の希望や利用調整を行います。利用者が副食費を滞納する場合には、経済的な理由のほか、保護者と施設の間での意思疎通や信頼関係が、何らかの理由で損なわれている等の事情が生じているものと考えられます。このため、利用調整の実施者である市町村は、副食費の滞納がある保護者から事情を聞き、その理由や改善策、利用継続の可否等を検討することが求められます。このプロセスの中で、滞納している副食費についても保育所への支払いを促すこととなります。受給者の申出に基づく児童手当からの徴収については、No.187の通りです。
187	児童手当からの徴収	児童手当受給者の申出に基づき、市町村は保育所等における主食費・副食費について、児童手当から徴収することはできませんか。	児童手当法(昭和46年法律第79号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき、児童手当受給者が、児童手当を受給する前に、主食費・副食費の支払いに充てる旨を申し出た場合には、各市町村の判断で、児童手当から徴収することは可能です。
188	保育料と実費経費の区分	認可外保育施設の事業者が保育料に実費(通園送迎費、食材料費、行事費など)を含めた額を利用料(保育料)として一括して徴収している場合、利用料と実費部分を区分けさせることが必要ですか。また、入園料については施設等利用費の対象になりますか。	認可外保育施設においても、保育料と食材料費などの実費(無償化対象外経費)を区分けしていただく必要があります。また、入園料についても、無償化の対象とはならず、保育料とは別に徴収していただく必要があります。
189	マイナンバー	教育・保育給付第1・2号認定子どもへの副食費免除対象者の判定や、新制度未移行幼稚園を利用する低所得者世帯への副食費の補足給付事業の実施に関して、個人番号(マイナンバー)を利用することは可能ですか。	課税情報や兄弟構成の確認のため、個人番号を用いて情報提供ネットワークシステムを活用する方法も考えられますが、教育・保育給付第1・2号認定子どもへの副食費免除対象者の判定において、個人番号を活用することについては、次の理由から、番号法(行政手続法)における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律)上の問題はありせん。 ア、今般の法改正前から番号法別表第1及び別表第2に「子どものための教育・保育給付」が位置付けられていること。 イ、各施設に対し、副食費の徴収免除に関する情報提供を行う仕組みとすること(施行規則第7条の改正による)。 一方、新制度未移行幼稚園を利用する低所得者世帯等への副食費の補足給付事業の確保等において、個人番号を活用することについても、現行の番号法別表第1において「地域子ども・子育て支援事業の実施」が位置付けられており、同表に基づく主務省令においても同事務が規定されていることから、副食費の加算や未移行幼稚園を利用する低所得者世帯への副食費の補足給付に関して、マイナンバーを利用することは可能です。 また、食材料費を施設による徴収としたこと等に伴う所得確認については、同一市町村内における「庁内連携」については、子ども・子育て支援法の改正法の施行の日から利用可能となります。 一方、市町村をまたぐ情報連携については、データ標準レイアウトの整備等所要の準備が必要になりますので、令和3年6月以降の予定です。なお、データ標準レイアウトの整備がなされるまでの間においては、公用照会を活用するなど、申請者に添付書類を求めるのは最小限にするよう配慮をお願いします。
190	第2号認定子どもへの副食費徴収対象者の範囲	副食費を施設が徴収する第2号認定子どもとは、満3歳以上は全て対象なのでしょうか。それとも2歳児クラス在籍中は第3号と見なしている場合は、3歳児クラスに進級してからの徴収の対象となるのでしょうか。	なお、個人番号を使用する場合には、これらの事務に用いる電算システムの情報漏洩等のリスクを評価し、その対策を公表する必要性(特定個人情報保護評価:PIA)について検討する必要がありますが、公表の要否については、次のとおり整理することができます。 ① 既存の子どものための教育・保育給付の拡充と整理する場合で、新たに取り扱い事務が既存事務の「重要な変更」に当たると判断すればPIAが必要。当たらないと判断すればPIAは不要。 ※ 国の特定個人情報保護評価指針の別表に基づき、各市町村で判断することになります。 ② 新規の事務として別個実施するものと整理する場合はPIAの実施が必要。 第2号認定子どものうち、満3歳になつてから最初の3月31日を迎えるまでの期間にある子どもについては、子ども・子育て支援法施行令で「特定満3歳以上保育認定子ども」と定義しており、同施行令第4条～第13条第2項において、「特定満3歳以上保育認定子ども」の施設給付責任に係る利用者負担額(保育料)の上限は、満3歳未満の保育認定子ども(第3号認定子ども)と同じ取り扱いとしており、幼児教育・保育の無償化は、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した第2号認定子どもが対象となることから、副食費の施設による徴収も、これと同様の取り扱いとなります。

191	食料料費 関係	副食費は、第3号認定子ども(第19条第1項)は徴収の対象者ではない ことですが、満三歳になった日から最初の3月31日を迎えるまでの 第2号認定子どもは含まれるという理解で良いでしょうか。	御指摘の年齢層を「特定満5歳以上保育認定子ども」と呼びますが、施行令で保育料(保護者負担額)を定めますので、副食費は 施設による徴収の対象外になります。	
192	副食費免 除対象者 の決定・通 知	市町村が副食費の免除対象者を選定する事務や、免除対象者である ことを通知する行為は、法令で市町村が行う行政処分という理解で良い でしょうか。	子ども・子育て支援法施行規則第7条の改正により、市町村は認定保護者と施設・事業者に対して副食費の免除に関する事項を通 知することとなります。	